



AGRICULTURAL DEVELOPMENT CONSULTANTS ASSOCIATION

ADCA

ニュース

巻頭言：10年後を見据えた農業開発の方向性



我が国 ODA における農業分野（農林水産業）のシェアは減少傾向にあり、直近 5 年間の平均では約 3.3% (550 億円相当) に止まっている。最盛期には 22 社あった ADCA 会員企業は現在 4 社のみである。こうした閉塞状況を打開するには、いち早く世界情勢を見極めて国際社会が求める援助形態で農業開発に取り組むことが重要である。グローバル化時代の中、我々農業開発コンサルタンツの 10 年後を見据えた農業開発の方向性について考えてみたい。

農業開発と関わりが深いキーワードとして、「食糧安全保障」、「気候変動対策」、「貧困削減」、「格差是正」などがある。これらが途上国共通の課題であることは周知のとおりである。これらの課題への対応策として、農業開発は極めて有効であり、今後も農業分野への ODA は維持されるであろう。一方、最近では、官民連携 (PPP) 事業や BOP ビジネスなど、新たな援助形態が注目されている。簡単に言うと、これまで主に公的資金で賄われてきた開発援助に民間資金を導入しようという試みである。当然の事ながら、開発の基本は変わらない。農業開発の場合、農業・農村のインフラ整備を中心として、その上流部門である案件形成、調査・計画・設計、下流部門である施設 O&M、生産・加工・流通というプロジェクトサイクルは不変である。これを PPP 事業として実施する場合、農業投資を考えている商社やメーカーと共同して、農業案件の形成、インフラ整備、生産物の加工・流通事業などを推進する。案件の公共性が高い場合は ODA 資金、ビジネス性が高い場合は Non-ODA 資金という住み分けとなろう。農業開発コンサルタンツとしては、上流部門をフィービジネスとして民間からの受注、膨大な資金を必要とするインフラ整備は ODA、下流部門は投資を含めて事業への共同参画など柔軟な対応が求められる。他方、BOP ビジネスは、アイデア勝負である。農業開発の最前線において、現地の事情やニーズなどを熟知する我々が知恵を出して、貧困層へ裨益するビジネスを提案する。ここでも官民連携が不可欠である。

上述の如く、開発援助の仕組みが大きく変化する中で、我々農業開発コンサルタンツは、ODA をベースとしつつも、PPP 事業や BOP ビジネスなど新たな援助形態に対して積極的且つ柔軟に取り組む必要があろう。世界の農業ビジネス市場規模は 80 兆円と言われている。ADCA としては、こうした新しい流れと市場に対応すべく、戦略的なプロファイル、情報収集、人材育成等を図っていく所存である。

平成 24 年 7 月

日本工営株式会社
コンサルタント海外事業本部
参与 村井 浩



も く じ

〈巻頭言〉	1
〈寄稿〉	2
〈プロジェクト紹介〉	3
〈ADCA 活動報告〉	6
〈青年会議だより〉	10
〈情報ファイル〉	12
〈編集後記〉	15



戦後の農民支援制度と海外農業農村開発

関東農政局次長
狩俣 茂雄

関東農政局では、毎年いくつかの大学で幹部職員による農政講話を行っている。私も講師に指名されたため、戦後農政の原点である農地改革について調べているうち、その当時の日本の農業の有様が、まさに現在途上国が抱えている状況と重なるところが多いことに気がついた。私が7年前まで駐在していたエチオピアでは、農民の蓄えはほとんどなく、一旦旱魃や洪水が来ると多くの農民は飢餓状態となる。農民組織もなく、政府の経済面・技術面の援助も行き届いていない。昨年まで働いていたベトナムにおいても、勢いよく発展する都市に比べ、山岳地域にある少数民族の居住地では、行政機関が住民のニーズを汲み取れず、適宜適切な施策が遂行されていない。こうした国々での農業農村開発に関する援助活動において、日本で終戦直後に実施された施策を知ることは、重要なヒントになるのではないかと考えた次第である。

農地改革はGHQを後ろ盾に、農地を地主から小作人へ渡し、営農意欲増進に伴う食料増産を図るとともに、地主・小作人関係を解消させて、農村の民主化と紛争の抑止することをめざしていた。権利の移動した面積は当時の農地の1/3にあたる200万haにも及んだ「革命」とも呼ぶべき出来事であった。一方で、農地改革の結果、創設された平均0.7ha(内地)の零細自作農の多くは、貧困にあえぐ状況に変わりはなかった。これらの農家は、そのままでは経営に行き詰まり、再び小作に戻ってしまうのは明白であった。政府は、農地改革の成果を維持発展させるため、農民支援に関する諸施策を立案した。

まず、結成されたのが農業協同組合である。営農資機材や生活物資を共同で購入することで費用を抑える、生産物を共同で販売することで高い価格を実現する、乏しい資金を効率的に運用することで営農資金を得るなどの役割を農協が果たすこととなった。土地改良法もまたこの時期に制定された。零細農家を組織化して農地の生産性を向上させる事業を円滑に行う、こうした事業に国や県が助成をする、さらには国や県自らが土地改良事業を行う際の手続きが定められた。小規模自作農や小作人は、農協や土地改良区において、その経営規模にかかわらず1農家1票を行使する権限を持ち、地主層に代わって自らの意思を農民団体の運営に反映させる権利を得たのである。

農業改良助長法による農業技術の研究・普及事業も、増産に向けた技術の開発・普及に貢献した。新しい品種の開発や栽培技術の普及に当たって、国や県、農協などの試験場、普及機関がその任に当たった。生活改良普及員による栄養改善や家事の見直し指導も農村女性の健康や地位向上に寄与することとなった。

天災による収入の減少に備えるため、農業災害補償法によって農作物保険制度も創設された。冷害や台風・洪水被害による作物の減収は、直ちに資金力のない小農の困窮化につながる。このため、農業共済組合(農済)が各地で組織され、これの再保険を国が引き受ける制度も創設された。

総仕上げとして農地法が制定された。零細農家が経済的に困窮した際に、簡単に農地を手放さないよう、売買の制限をかけた。各市町村には農業委員会が設置され、農地の権利の移動や転用にはこの委員会の許可が必要とされたのである。これに違反した取引は無効であり、元の所有者の権利が認められることとなる。諸事情から農地を譲り受けられなかった小作人についても、強固な耕作権が認められ、地主の都合のみで土地が取り上げられることはなくなった。地代も支払い可能な範囲で収まるよう規制が設けられた。

これらの支援措置がきわめて効果的であった証左として、その後の農村の経済的・社会的な安定と、米を中心とする食料増産の達成があげられる。戦後の混乱期を収束させ、高度成長期を迎えるに当たって、こうした農地改革の成果が支えになったことは特筆すべきことである。

それから60年の歳月を経て、現在の日本においては、食料不足から米あまりの時代へ、零細かつ均一な農家群による農業から企業的経営を含む多様な担い手へと、農業農村の置かれた状況が劇的に変化してしまい、制度の見直しも図られている。しかしながら、現在においても農家を支援する方法の大筋としては、どの制度も重要な地位を占めている。そんな意味で本誌の読者もこうした制度、さらにはその当時の官民挙げての意気込みを学び、途上国での活動に役立てていただくことを願うものである。

プロジェクト紹介

ウズベキスタン国カラカルパクスタン地域 開発計画調査

実施形態：開発調査

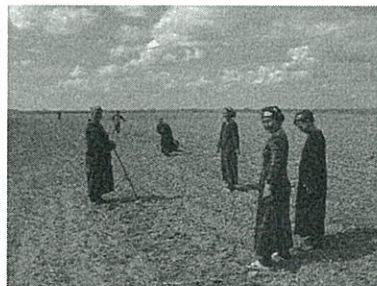
実施期間：2008年3月～2011年2月

1. 調査の背景

カラカルパクスタン共和国（以下「カ」国）は、ウズベキスタン共和国（以下「ウ」国）唯一の自治共和国である。1991年の旧ソビエト連邦からの独立以降、「ウ」国は市場経済システムへの段階的な移行政策をとっており、これに伴い「カ」国においても市場経済化への改革が進められている。

「カ」国はその政策の中で、農業セクター開発にも重点を置いており、灌漑・排水の改善、綿花・小麦・米、畜産の増産、野菜・果樹栽培による自給と余剰生産物の販売等を優先課題としてあげている。しかし、特に国家統制作物（綿花、小麦）以外の市場経済化に向けた戦略的な全体計画は策定されておらず、農業分野での戦略的な政策や事業計画の策定・実施・モニタリングにかかる関係省庁および機関の能力強化が課題である。

このような状況のもと、1) 「ウ」国、最北西部に位置する「カ」国の北部を中心とする11郡を対象とし、農業を中心とする地域開発マスタープラン（M/P）およびアクションプラン（A/P）の策定とA/Pに含まれる複数の事業についての実証調査の実施、および2) 「カ」国側関係者の農業開発政策の策定・実施にかかる能力の強化、を目的として本調査が実施された。



2. 調査のアプローチ

本調査は大きく2つのフェーズに分けて実施した。

フェーズ1: マスタープラン（案）を作成し、その実施の手順を示したアクションプラン（案）を策定した。また、アクションプラン（案）の内容をより実施可能なものとするための実証調査の対象となる事業を選定した。

フェーズ2: アクションプラン（案）に示される活動の一部を含む実証事業の実施を通じて、地域住民、モデル農家、普及員、行政官等の能力向上を図るとともに、調査から導き出された結果を反映させてアクションプランおよびマスタープランの最終版を作成した。

3. 実証事業

実証事業の目的は、アクションプランの実施に際して想定される様々な制約と障害に対して、「カ」国政府、受益者が対処可能である事を確認することにあつた。実証事業の実施から得られる結果は、カラカルパクスタン地域開発のためにより包括的で実現可能なマスタープランとするために、アクションプランにフィードバックされた。アクションプラン（案）の構成活動項目について実証事業で確認する必要な項目の重要性を検討し、パイロット事業候補案件の選定を行った結果、6件のパイロット事業を選定・実施した。



実施された実証事業

1) フェルメルを対象とした農業技術マニュアルの整備
2) メロンと有望作物栽培の開発のための試験
3) タマルカを活用した女性による野菜栽培
4) 酪農振興パッケージプロジェクト
5) 地区内用水路の改善と圃場水管理の改善プロジェクト
6) モデル・アグロファームの設立

4. マスタープラン/アクションプラン

「カ」国が市場経済への移行段階にあることを鑑みて、本マスタープランの策定にあたっては、1) 農業セクター全体の振興のために「市場志向に基づく農牧水産業セクターの開発計画」を策定すること、2) 小規模な生産者の生計向上のために「自家消費及び余剰分の小規模販売のための小規模営農と家畜飼養による生計の改善」を目指すことが必要と考え、マスタープランで1) 耕種農業開発、2) 畜産開発、3) 水産開発、4) 灌漑排水開発、5) マーケティングおよび加工の5つのサブセクターの開発戦略を示すとともに、デフカン（小農）によるタマルカ（小規模菜園）の活用を通じた生計向上のための施策を検討した。

1. マスタープランの目的と対象

- 目 的：地域住民が良好な生計を営むため、市場志向の営農の展開とタマルカ（小規模菜園）の有効活用を図る
 目 標 年：2020 年
 対象地域：「カ」国のうち、ベルニ、ヌクス、ケグリ、チンバイ、カラウザック、タクタクプール、コジェリ、シユマナイ、カンリクル、クングラッド及びムィナクの 11 郡
 裨益人口：約 3,000 のフェルメル（大農）と 115,000 のデフカンが、本マスタープランの実施により直接的に裨益する。また、市場志向型の農業振興を通じた地域経済の活性化により、対象 11 郡に居住する人口約 82 万 5 千人が間接的に裨益する。

2. アクションプランと活動項目

マスタープランに示された開発戦略を実現するための活動として、以下に示すアクションプランを取りまとめた。

(1) 市場志向型農業への移行のためのアクションプラン

- ・輪作の普及による土壌保全と改善
- ・フェルメル（大農）への農業普及サービス向上
- ・農業機械の更新促進
- ・農業資材（種子、肥料、農薬）へのアクセス改善
- ・ウリ類およびリンゴの研究開発
- ・女性によるタマルカ野菜生産振興

(2) 酪農振興のためのアクションプラン

- ・飼料生産と畜産振興
- ・酪農研修
- ・人工授精・獣医サービス

(3) 持続的内水面漁業と養殖のためのアクションプラン

- ・持続的漁業振興
- ・養殖開発

(4) 灌漑の有効利用と塩害低減のためのアクションプラン

- ・地区内用水路改善
- ・圃場レベルの水管理改善
- ・節水灌漑技術導入
- ・圃場排水改良
- ・水利組合の活動強化

(5) 流通・加工の整備のためのアクションプラン

- ・農家グループによる共同出荷（モデル・アグロファームの設立）
- ・市場インフラ整備
- ・小規模屠畜場建設

(6) 農産物の付加価値化へのアクションプラン

- ・小規模農産物加工技術の改善
- ・食品安全技術の向上

(7) 地方農業行政の能力強化のアクションプラン

- ・地方農業行政とコミュニティーのコミュニケーション強化
- ・VCCの調整能力強化

5. 結論

本調査の実施を通して、以下の結論を得た。

マスタープランおよびアクションプランは、調査対象地域の農業セクター全体の開発だけでなく、個々の農業生産者の生計向上にも資するものであり、結果として対象地域の経済活性化にもつながるものである。「ウ」国および「カ」国の農業開発と市場化経済への移行政策のもとで、本マスタープランおよびアクションプランはカラカルパクスタンの地域開発のための重要な鍵となると考える。

本マスタープランおよびアクションプランは対象地域の農業生産者のニーズに基づいて策定されており、その受け入れの可能性についても実証調査を通じて検証されている。また、これらの計画は「ウ」国および「カ」国の開発政策に沿った内容となっており、「カ」国政府は「ウ」国政府とともに、速やかにアクションプランの実施を進めるべきである。

平成 23 年度 海外技術協力促進検討事業 官民連携技術協力促進検討調査

ADCA 事務局では平成 22 年度、平成 23 年度に引き続き、農林水産省の補助金を得て、海外技術協力促進検
官民連携技術協力促進検討調査実施している。

昨年度は持続的地下水利用技術導入および自然再生エネルギー（小水力）活用について調査を行い、国内検討
を各 3 回開催、また持続的地下水有効利用技術の導入技術を題材に PCM 手法（モニタリング・評価）を用い
術会議を開催した。

技術会議では講師に国際マネジメントシステム研究所 花田重義先生をお招きし開催した。会議では農業農
に携わる技術者の資質の向上を目的に実施した。技術会議には ADCA 正会員が参加し、プロジェクトにおけ
性、有効性、効率性、インパクト、持続性について議論を行い教訓や提言を取りまとめた。また、これらのグ
ワークを通して PCM 手法を用いたモニタリング・評価について習得に努めた。

自然再生エネルギー（小水力）活用の現地調査として平成 23 年 12 月 11 日～17 日（7 日間）まで、フィリ
和国にて実施した。現地では在フィリピン日本大使館、JICA フィリピン事務所およびフィリピン政府機関で
業省（DA）および電力省（DOE）、国営かんがい管理局（NIA）等とフィリピンにおける電力需要や、電力
る規制について、また日本政府としての対応や JICA として方針等の意見交換、情報収集を実施した。また現
では農業水利施設を用いた小水力発電に積極的に取り組んでおり、NIA の管理する施設において、小水力発電
場合の手順や、規制について整備を行っていた。NIA では使用料を払うことによりそれらの施設を利用可能に
針であった。また、電力省では再生可能エネルギーに関して規制を整備しており、小水力を実施する企業に
税率など様々なインセンティブを与えていた。

また現地調査として、ボホール島を対象に包蔵水力を確認した。マイクロ水力発電としては灌漑水路に存在
斜開水路、段差工や分土工において 1.4kw～4.1kw 程度の技術的包蔵水力が確認で、ミニ水力においては 300
度の技術包蔵水力が見込まれるシュートが存在していた。

今後は、電力需要や使用用途を熟慮したうえで導入する必要が挙げられた。また、フィリピンのような島国
て村単位での発電を行い、電力の地産地消することで、スマートビレッジ構想を導入するモデル地域とするに
ていていると考えられた。また、フィリピンにおいて近い将来電力不足に陥ると指摘されており、小水力発電を実
などして供給力を高める必要性があった。今年度は、昨年度実施した基礎調査をもとに小水力発電を行うため
る意見交換、情報収集を実施している。また小水力発電を行うためには必ず補助電源が必要になるため、パッ
やその他の発電装置など様々な技術を織り交ぜることが重要であり、小水力発電だけでなく、今後は、太陽光
どの自然再生エネルギー等を考慮に入れつつ調査を実施中である。



持続的地下水利用技術導入調査においては平成 22 年度に引き続き平成 24 年 2 月 11 日～25 日（15 日間）でブルキナファソにおいて実施した。調査では在ブルキナファソ大使館、JICA ブルキナファソ事務所、JICA 専門家、現地政府機関である、農業省および環境省と意見交換や情報収集を行った。意見交換ではブルキナファソにおける我が国の方針や、JICA における今後の案件形成における重要点、現地政府の農業支援の方向性を等について実施した。特にゴマなどのアグリビジネスにおいて我が国と関係を強めていくと事であった。

また現地踏査では 11 地域の調査において、水利用状況や地形、近隣農民への聞き取り調査等を実施した。今回の調査で対象地域の絞り込みや、持続的地下水利用の方法などの提案を行った。調査方針として地下ダムの効果、パフォン開発、地表ダムとの相乗効果などが挙げられた。また、対象地域としては降水量 600mm 程度の中央北部地方とし、さらにマーケットへのアクセス等を考慮に入れ、あまり幹線道路より離れていない地域の選定が望ましいとした。農家においても現在野菜栽培を行っていない農家に技術移転をすることは困難であることから現在既に栽培を行っている農家を対象とし、その農家が主となり更に周辺住民へ技術移転（Farmer to Farmer）をしていくことを考慮に入れる必要が持続的水利用を行うためには重要であるという結果を得た。

今年度は更なる具体的な調査を予定している。



農業水利省表敬



水盤灌漑

平成 23 年度第 4 回 ADCA 講演会の開催



協会では平成 23 年度第 4 回 ADCA 講演会を平成 24 年 1 月 11 日に東京農業大学 客員教授 西牧 隆壯氏をお招きし開催した。講演では「ネリカと水」と題して、初めに JICA のアフリカに対する稲作および灌漑分野の協力の変遷やアフリカにおける主要作物の生産と消費の推移を説明いただいた。講演の中ではウガンダ国ネリカ振興プロジェクトの概用をもとに、ネリカ米の特徴や生育についておよび、補給灌漑やテラス工の活用方について、またルワンダ、モザンビーク、エチオピアなど国の事例も紹介いただいた。

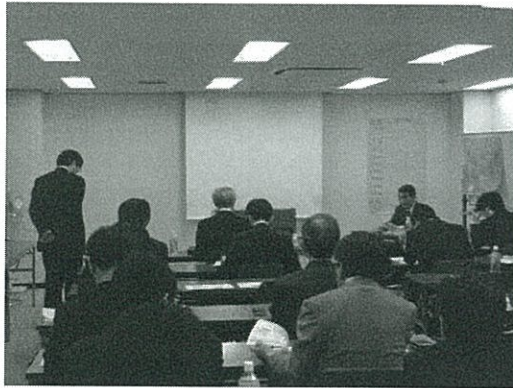
講演後には参加者より、種もみについて、ひこばえ栽培についてなど活発な意見交換がなされた。

JICA 民間連携室との意見交換会

平成 24 年 3 月 27 日に独立行政法人 国際協力機構 民間連携室 若林 仁氏をお招きし、JICA 民間連携室と会員各社との意見交換会を開催した。若林氏には、JICA の民間連携に対する基本的考え方、官民連携促進のためのツールとして、事業実施前の調査段階の支援（BOP ビジネス連携促進、PPP インフラ事業）、事業実施段階でのファイナンス面からの支援（海外投融資）についてご講演を頂いた。



平成 24 年度第 1 回 ADCA 講演会の開催



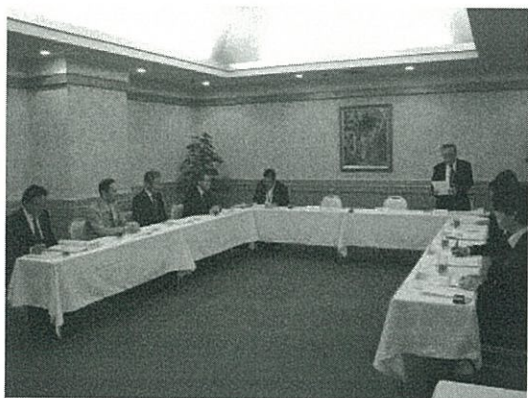
平成 24 年 4 月 19 日に、農林水産省大臣官房 角田豊審議官、関東農政局 狩俣茂雄次長をお招きし、平成 24 年度第 1 回 ADCA 講演会を開催した。角田氏には、「包括的経済連携」、「農林水産業協力の概要」というテーマで、主に日本として、TPP 協定（環太平洋パートナーシップ）に期待される点・懸念事項、これからの農水省の戦略的な取り組みについて、ご講演を頂いた。狩俣氏には、「ベトナム農業の課題と展望」というテーマで、ベトナムの歴史的背景、農業生産体制の変革を踏まえ、これからのベトナム農業の将来展望について、ご講演を頂いた。

ADCA 通常総会・理事会の開催

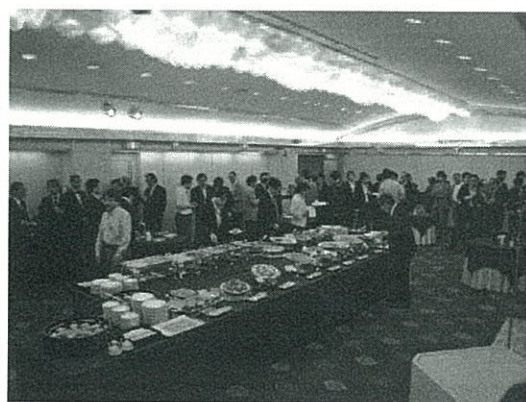
2012 年 5 月 24 日、芝パークホテルにて ADCA 第 71 回理事会、第 36 回通常総会を開催した。また、会議終了後には、懇親会が開催され、農林水産省農村振興局林田次長、JICA 荒川理事から来賓のご挨拶を頂いた。懇親会には 70 名以上の方々にご参加いただき、関係者間の交流を深める有意義な場となった。ご多忙の中ご出席頂きました皆様には、感謝申し上げます。

なお、新役員は以下のとおりである。

職名	氏名	新/再任
会 長	青 山 咸 康	再任
副 会 長	久 野 格 彦	再任
理 事	松 岡 俊 二	再任
理 事	村 井 浩	再任
理 事	望 月 久	再任
理 事	岩 本 彰	再任
監 事	鈴 木 靖 四 郎	新任
監 事	後 藤 道 雄	新任



第 71 回理事会



会議後の懇親会

 **青年会議だより****ADCA 青年会議総会**

今年度の青年会議は、4月に開催された青年会議幹事会にて、各幹事の役職が交代し、心機一転して活動に励むこととなりました。

昨年、我が国を襲った東日本大震災に際しては、ブータン、スーダン、タンザニア、カンボジア、エチオピア、東ティモール等、実に17カ国のLDCs（後発開発途上国）から義援金が届けられました。青年会議メンバー自身も、開発を支援すべく赴任した先々で暖かい励ましの言葉を受け取っております。これは、我が国が行ってきた開発援助が結実した結果の一つであり、我々の先輩方の真摯な取り組みが、人々に感謝されるものであった左証であります。

このような状況の中、農業・農村開発を通じた途上国の開発に真摯に取り組み、成果を残していくことが、震災の傷跡もまだまだ深く残っている我が国のために、我々ができる貢献であると考えられます。そのためには、青年会議としても、改めて、その原点に戻り、我が国が培ってきた農業開発の技術を途上国のために提供すると共に、多様化するニーズに応える新たな技術力を身につけた、真に途上国の開発に寄与できる技術者を育てる場を提供する必要があります。

上記を踏まえ、青年会議は、各会員に幅広い知識の習得と理解を深める場や有益な情報を提供し、今後の活動に貢献することを目的に活動を行います。また、情報メディアを通じて関係機関等の多くの方々に農業への関心を持って頂き、農村開発ならびにADCAの活動に対する理解を得るための広報活動を行います。青年会議の活動実施にあたっては、賛助会員各社に活動への参加を積極的に呼びかけ、より広範な会員の参加を目指すものとします。

ADCA 青年会議勉強会

ADCA 青年会議では、平成 23 年に行われた 2 回の勉強会に引き続き、今年度 3 回目の勉強会を以下の通り開催致しました。

【第 3 回 勉強会】

日時：2012 年 3 月 14 日（水） 14:00～15:30

会場：農業土木会館 2 階会議室

講師：NTC インターナショナル株式会社 技術管理本部 技術管理部 主幹 小林 慶一郎 氏

演題：「コミュニティベースの農村地域防災力向上」

アジアモンスーン地域では、近い将来、気候変動に起因する洪水被害の増加が予想されています。そして、今後の人口増加に伴う食糧逼迫を解決するために重要な食糧供給地域である農村部を、それらの自然災害から守っていく必要もあります。講演では小林様より、ラオスとインドネシアの農村部における洪水への対応能力の向上を図ることを目的とした農林水産省農村振興局の事業について、ご紹介いただきました。特に、事業で実施した①行政と住民の参加によるハザードマップの作成、②ハザードマップにより問題とされた箇所に対する住民参加型小規模事業の実施、③早期洪水予警報システムの構築、④早期洪水予警報システムを用いた避難訓練について、現地でのトピックも交えながらご紹介いただきました。また、地域の自然・社会環境に基づく洪水対策における問題点の抽出、住民参加型ワークショップによるニーズの抽出、そしてそれに基づく支援策の検討といった、業務におけるポイントについてもご説明いただきました。講演の後は、質疑・応答の時間が設けられ、参加者との間で活発な意見交換が行われ大変有意義な勉強会となりました。ご講演いただきました小林様、そして参加者の皆様、ありがとうございました。



勉強会の風景

—— 編 集 後 記 ——

東日本大震災から1年あまりが過ぎました。私たちもある者は日本にて、ある者は海外にて、あの未曾有の災害を経験しました。昨年度、私たちもADCAを通じて、どのように震災からの復興に寄与できるかを考えてきました。

あれから1年、東京の街からは、震災の記憶が大分薄れてきたように感じます。一方、今でも仮設住宅に住まわれている方々も多く、沿岸部では、いまだ海水による湛水の影響が残る農地も多く残っています。海外での仕事に携わる私たちではありますが、その仕事がいずれは、日本の復興につながるよう努力を続けていきたいと考えております。

本ADCAニュースの発行に際しては、多くの方々に、ご寄稿・ご協力頂をいただきました。関係者の皆様方に、あらためて厚くお礼申し上げます。

ADCA 青年会議
幹事一同